

目 次

五四年度第一回臨時議会議事録	1
五四年度第二回定例議会議事録	7
五四年第三回村臨時議会議事録	21
一九五四年第四回村定例議会会議録	26
五四年度第五回定例議会議事録	28

※目次は復刻版の為、作成しました。

五四年度第一回臨時議會議事録

日時場所(五四年二月二十日 午前十一時三十分) 松波村會議室

出席議員

- 2. 大山茂 (3. 宮城剛) (4. 照屋林吉平) (6. 平良伸藏) (7. 平良嘉清)
- 8. 宮城有福 (9. 野堂耕) (10. 大島源水) (11. 稻垣孝助) (12. 天野鐵助) (13. 友寄隆夫)
- 14. 東武郎 (15. 津波新助) (16. 前田善秀)

欠席議員(宮城正行 5. 宮城萬昌 參與(村長、收入役)

議長(田會室)言 署名人数如何の方法を問はば議長指名の事あり

八名十二名議員指名署名人と有

議事日程(本日の会裁り付議し凡事件)

- 第一 議案第一號 五四年度倉味村裁(裁出追加更正豫算議)の件
- 第二 議案第二號 塩屋牧場村有地貸與及担保提供の件
- 第三 議案第三號 鏡波製茶工場敷地拂下の件
- 第四 議案第四號 倉味村大保北側水面使用許可の件
- 第五 議案第五號 倉味村手数料徴收條例(一部削除)の件
- 第六 議案第六號 倉味村統賦課徴收條例(部改正)の件

議長 議案第一號(號授業し王手書記神山教之朝談)

村長 本議案は先づと早目に提出する等が政府の方針が決定となり取近漸く

確定し当初林野巡守設置希望がいろいろ町村だったのが十二町村に増えたこと

村の備品として優勝旗二流補助の形で購入した。獵銃補助費として捨丁分

の...同計とした。区長會の要望により市(團)農務視察を本年度から

実施した。泊二日の十四名を計し、村消防隊の備品として正帽等七名分

田嘉量、嘉津波、大保の電設架設補助費として三...同宮城石段工

村道として...同職員七名を増俸した。十籍敷心備員並に機護事務

職員を増俸(二名)認め、及び之度、二月(口)附で林野巡守を念めて

六名あり、林務課を新設して林野行政の萬全を期した。

倉味村水産養殖協同組合が設立準備中、産業育成の見地から...同

補助した。雜費、...同、...の若干増し、...の御

敬願、

No. 2

1 収収別紙予算書をもとに細目説明を加へる。

2 休憩室の研究の上本會裁に移した。

3 十二番裁會の意見も、加賀門してからの方が尚、と思ふ。

4 裁會では御座、門して下さ。

5 財政調整交付金は本年度確定額か（然り）

6 戸籍整備事務は何ヶ年で完了する見通か（二ヶ年から三ヶ年の見当）

7 援護事務補助職會の予算は何将迄か（六月迄の予算あり）

8 職會費だが最近の各市町村の平均給の調査した資料ありや

9 収収 更正予算後は調査してふ。

10 喜如嘉枝が実験学枝に指定されしが補助したか

11 村長 教育予算で更正して二〇、〇〇〇円補助した

12 普通道税が減りふは原因は（収収 屠畜の頭数減が主因）

13 概の村外移出の際収入面があるか（あり）

14 八ヶ血清費が全額削除されころが計上して欲し、（善処する）

15 俵鏡補助は十挺分だが申込数はしらか 価格ほどの位か

16 村長 申込数は十挺の見当で、挺は次年度に補助し、価格は七、〇〇〇円程度

17 議長 休憩室を申し中登、十二特田。分

18 〃 再用を申し裁會進行の方法について伺ふ。 一特田。分

19 諸款項目について答へた方がい。

20 〃 今の意見に賛成

21 財政調整交付金、収入減、職會費、の之について重層的に検討しては

22 3 重討裁かある傾向が多分にあるから款項目がい、裁出の方から

23 議長では左様にして進行しませう。二款について如何がですか

24 〃 給料については優遇され居るが村経済状況からどうもと思はれるが

25 どの半面充分優遇して機能を發揮して貰ふは、村興と運動との関連性

26 がある。但し村長に希望意見がある。勤務時間中火遊技的行動や

27 態度が表々様おうと要望して原案賛成する

28 村長 毎月職務會で申し合はせり勤務心得十ヶ条の組は居り更に更に

29 〃 を促し強化したい

議案休憩致し事(之時三〇分)

休憩中の概要

一 該教地私下の止むを得ない事由(村農協組合の部落役員(金本)の為)

一 私下の方法(部落で入札)が入札希望者なく隣接の天野氏が評価額より高値で私下するに至り(経過説明あり)

一 証言の要否(部落有地村に対する疑義事項)と村土地主任による該教地は鏡被部落有地と相違ない旨の証言あり(なり)

一 書渡し証(鏡被区と村は双方通保飯のこと)

議長再開を旨す(之時五〇分)

議長 身止りに関する条件及びその向席の許可も受け(退場)

議長 第三號議案研究討議の結果確定致し御異議有りませんか(金本異議無しと唱ふる)御異議有りませんので確定案(可決致す)

議長 第四號議案、御異議無しと唱ふる 忠記 朝既

議長 長目設立準備中の登味村水産養殖組合の養殖組合事業の地域として使用を許可した、その理由を提出した

議長 是はどの辺りか

議長 東川川の側、荒蕪地(帯)です

議長 御承知の通り、何らの利用もなされ荒蕪地を活用する事ですから養殖事業経営面からむしろ奨励すべきで御異議無しと思はますか(異議無しと唱ふる者多数)御賛成ですから可決致しませう

議長 第五號の議案(指書)を致しませう

議長 群衆 条例に於て稽査手数料は村税賦課徴収条例に於てありませんとあるとの指書に於て手数料徴収条例、一部削除と村税賦課徴収条例の一部を改訂した、第九条を加へたのは実質徴収の意あり

議長 如何がですか(賛成と唱ふる者多数)御賛成と認め確定致しませう

議長 議案は完了審査致しなされ審査員から別紙の通り御返答帰省言決文採択案があり、本件については中央関係団体から御誠意を打ち強之採択要請があり村として支那部結成が既

No.1

(29行)

No. 1

トホ之れに居りて、然るに御祝意願、あす、では、春、林、の、

祭、林、の、祝、心、後、帰、室、言、決、林、文、也、朝、競、之、也、あ、す、(五、朝、朝、競)

我、六、今、朝、競、の、後、帰、室、言、決、林、文、也、御、替、成、の、方、は、拍、手、を、送、つ、下、之、

(金、拍、手) 満、場、致、し、室、言、決、林、文、也、採、林、致、し、あ、す、(五、時、四、十五、分)

村長報告事項

一、林野巡守服務規定制定報告(別紙)

二、親子ラジオは特別會部(二部)とせんとす

三、湖邊觀光協會(加入)

四、永久校舎割当(一)に、北、如、嘉、校、塙、屋、校、各、四、教、室、一、棟

右、裁、事、録、相、事、(あ、り、ま、せ、ん)

(五、五、五、五、月、十、日)

右、署、長、人

裁、大、山、茂、一

香、土、春



(29行)

村有地の権利譲渡に関する建議

本村の経済自立の根本は諸産業の発展育成と有形無形の諸資源を活用することにあると見ます。総面積の六五%は山林であり一七八%は原野であり一七八%の原野は殆ど永久に該地歴史の中心に地形地物と利用する事に依り経済自立と産業改革の積極的協力の展開を求む事と確信し、地産高産組合の村有地を借地、出賃、譲渡として活用するが、該組合より該地権利を譲渡する事に依り更に借地、出賃、譲渡と期を定め、或は定期向の権利を譲渡する事と案を講ぜらるる事と建議致し奉る。

一九五三年十月十五日

大倉村議会議長 宮城萬田

大倉村議会議長 大倉一俊

五四年二月十一日 修正案可決

五四年度第二回定例議会録

日將陽新一九四四年八月二十日午前九時参考第五分團會 於村役所會議室

出席者 1. 大山茂 2. 宮城剛 3. 照屋林幸平 4. 宮城萬四 5. 平良伸藏

7. 平良嘉清 8. 野里耕 9. 谷原深水 10. 稻福幸助 11. 天野徹助 12. 友吉隆長

13. 津波新助 14. 前田善秀 欠席者 1. 14.

参事 村長 吉里金 欠部 收入役 出雲幸喜

議長 山本誠會 控参名 欠第一 名 欠第二 名 之會は成立し此迄の二回會議より

署名二人 村長指名之差支へし之のほりか (異議なし) 唱合者多数

之は御異議なしとの認め九番議會と控参議會にお款を致し仰り

議事日程 (本日の會議は付議の八事行)

議案第七號 五四年度查味村歳入歳出豫算案 議定ス

議案第八號 五三年度本村歳入歳出決算案 議定ス

議案第九號 五三年度查味村歳入歳出豫算案 議定ス

議案第十號 查味村の費 (特種) 議定ス

議案第十一號 查味村報酬及び費用案の額並びに之の支給方法を定むる案 議定ス

議長 議案第七號 御案會議款のよす (書記 神山政之 別紙 議案 五回 朗読) 御案

参事 (収支) 別紙 小簿 五回より説明

十二番 才出五款一項之目のハブ酒液は如何様分配せられざるか

参事 (収支) 田善里 善如嘉 (参事 折) 大生味 大兼久 根路 銘 上原 押川

津波 塩屋 院 派 分配 部 落の 安 聖 大 憲 八 次 々 と 配 分 し 候

十三番 七號 議案 才 入 才 出 異 議 不 し 進 行 候 旨 申 上 申 上

議長 七番 議會の 議事 進行 動 向 如何 かと 申 上 申 上 (異 議 不 し 進 行 進 行 の 声 多 數)

御 案 議 不 し と 認 め 七 號 議 案 確 定 議 付 候 旨 申 上 申 上

次 第 八 號 議 案 御 案 御 案 議 款 申 上 申 上 之 別 紙 監 査 報 告 七 十 番 議 會 付

して 議 定 候 旨 申 上 申 上

十 番 監 査 の 結 果 付 二 報 告 致 候 旨 申 上 申 上 去 年 十 八 日 十 九 日 の 二 日 同 日 各 回 委 員 會 財 政

部 會 の 監 査 の 結 果 才 入 才 出 各 内 部 等 業 務 執 行 候 於 二 異 議 不 し と 認 め 候

要 望 之 二 依 然 收 記 と 領 收 記 の 取 替 不 せ ざ ば 現 金 と 出 納 の 異 議 不 申 上 申 上 候 旨 申 上 申 上

要性との旨所訂正を要するものが若干あることを申し上げます。次に監査委員会設置を要する
議長先生共々監査しよれば十卷委員会報告の用にて現金出納の月計月計累計の経
果決算書と相違ありません

参(収入役)十卷委員の御要望の用にて監査委員会を設置し毎月監査して載せら
る。監査委員会も思ふ通り村長が談合を主とするといふと報執行した。本年(四
月)収支記の取替遅延してお地が申します。録りがへすおつてすか監査委員会
条例制定して御研究の上毎月監査をさすお願ひいたします
次に本決算書の内容については告知と共に送付した。御研究の情の事
存じます。御質問にお答へすることと致します

十一卷監査委員会は何名か
参(無)裁會常任委員会。會の財政部員五名で監査して五名の委員の中からは前年度の
委員会の方を居られるので監査に際しやりおとがまらあつた

之巻増減の説明を簡易に
参(収入役)減の不細多損額は転出と入を移住者が主因。説明手数料の増は戸籍
関係と土地証明が主因。雑収入減は山林収入の立木が主因。費却されおつ
た為で遺憾に思つております

議長御質問ありは
十三卷要望する。山組用鉄線一事はふるが決算認定はもと早目にと欲し、
十卷、法にどうおつてゐる

参(収入役)当初予算決定前承認。村長に報告と共に主席に報告
議長外御質問等ありませんか。(質問なし進行の声あり)
御質問御意見ないものと認め本案確定致しつけます
只今十一時五十分をもち中昼休憩致します

議長再開を宣告(午後一時三十分)議案第九號工程(書記別紙予算書朗読)
参(村長)別紙概算方針則り約四十分間説明協力を要します
参(収入役)予算概算全体的に統一を以て一應才入才出の二巻条例説明
致します(別紙予算書五回くり)

四卷議長退席し幕下。一時三十分。一時四十分。お着席

二時前の学校定例の在り方についての見解を先にお知らせするべきである
校長は今の五番、之番の代表者を見ついで外に却て見ざるべきである
十番代表者を見ついで賛成する。(賛成と叫ぶ者多数)

校長御賛成の者が多数であるから併置校としての処置が望ましいと満場一致
すま事を致ししり

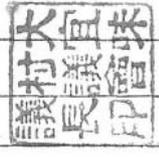
暫らく休憩致し候なり (三時五分)

校長再用致ししり (四時五分)

学力調査については村長局側より結果をとりし文書で通知して致ししり
各例会を閉会致ししり (午後四時三十分閉会)

右散會の散會録は相違ありしなり
不審事七月日

校長 大山茂 ()
九番
十番



一九五五年杜起「運動力」矣

- 一 主旨の徹底……自ら之より自らを富ます運動
- 二 基本綱志……長所短所 及 處を阻むを克服、強弱長 將來の見透
進取の基本方針等の採定調査資料
- 三 部落別又は団体別懇談会
及 省 自主的計画 要望事項
- 四 指導部を指定し 綜合指導……協議 会

其時の實踐事項

- 一 經濟振興計画（資金調達 運事業在任）
 - 1 各種協同組合の強化（懇談 信協 漁協 畜協 組織）
 - 2 無着農産物の解決……計画生産
 - 3 貯蓄心の培养……資金供給 其他預金吸收

二 生活雅之対策

- 1 視察教育情報事業、部落議決機関、公民級進
等の一体的進取
- 2 杜起「事業會」各種団体幹部會同協議会

三 農業經濟対策

- 1 全般的な主力目標
- 2 部落別の計画目標
- 3 痛手防止対策と甚重地解決
- 4 糧食作物の導入増植計画
- 5 地力増進対策と防風林対策
- 6 耕地確保と地質改善計画
- 7 行場經營
- 8 中間農産物交定

四 林業振興計画

- 1 山林跡地の推進
- 2 樹木團の經營拡充
- 3 施業業の計画實施
- 4 林道計画
- 5 竹林計画

五 民生安定

- 1 生活改善……情勢現在、恒計力不改善、部落電話、二千人
- 2 福祉事業……福祉済者、未成人會、愚家族會
- 3 村民奨励

六 獎學計畫

1. 會社的獎學會組織

2. 中心建設

3. 育英會館建設

七 復舊振興計畫

1. 讓協の抗老院

2. 各種養殖事業實施

3. 造船による遠近便業

4. 復旧工事促進と基本施設

5. 護岸、灌漑施設、橋梁、水道、其他

以上

查味村報酬及費用弁當額並にこれの支給方法を定むる條例

第一条 本島味村議会の議員、查味村議会の議員の中より選任されたる常任委員、特別委員、選挙管理委員会及び選挙員候補者に関する事務に従事する者に対し、次を定めて報酬を支給する

一 查味村議会議長	日額	金百五十圓
二 查味村議会副議長	日額	金百二十圓
三 その他 查味村議会議員	日額	金百十圓
四 查味村議会中より選任されたる常任委員、特別委員	日額	金百五十圓
五 選挙管理委員会委員長	日額	金百五十圓
六 選挙管理委員会委員長	日額	金百五十圓
七 選挙長	日額	金百五十圓
八 投票長	日額	金百五十圓
九 選挙立会人	日額	金百五十圓
十 選挙を実施するに必要とする他の職員	日額	金百五十圓

第二条 報酬は次を以て支給する

一 前条の各作業終了後

第三条 前条の規定する者の職務の履行に必要とする経費は、查味村財政に於ての受ける旅費に相当する額

第四条 報酬及び支給方法に之のほかに特別を定むるもの、外查味村議会に於ての旅費額及び支給方法を以てする條例を準用する

附則 本條例は公布の日より施行する

大宜味中校の処置について

大宜味中校は実業高等学校廃止に伴い六三三制度の教育方法推行の發足と共に各村校元の独立校を設置するの方針の下に其の設立を見爾事独立校として今日迄運営され現在校長不在の終見教頭兼事務取扱に任命され統籌を之れに任ずりますが各郷構勢の変化に伴い同校区民の間併置校も要望するの聲もあり他校区亦併置を望む者ある事下村教育委員会としては慎重を期し之を其論を尊重する事前より三月十日の委員会決議外で同校区後援会の意向を徴して何れの決定をしたからの委員会の方針を同校区後援会長に傳へ何分の報告をもし頂くやう依頼し然して四月二十五日委員会に於て大宜味校区の民意に基いて本議題として提案し決議したたかあります當日大宜味校区の現状維持を同区選出の各城委員より要望ありたるに好し他三学区の方から独立校を認めない教育に真意を計り之れを大宜味校区後援会が負担し教育予算の負担軽減を計る事に同意すれば現状を認めたいの異論あり一方教育長の方から文教局の方で並立設置廃止認可規集より本教育委員会に提案する予定だかつ五月一杯校長の發金控の白やうにこの措置助言等ありお月の委員会に於ては之れが本問題に觸れず然して六月三日即ち同校区の教育委員会村談区長校長会副会長 学校側代表四名の會合を持ち委員会を経て報告し今後の研究考慮方も申されたのであります。同校区には席置中に其の打合せの程翌日翌日各部簽入有に本問題討議のため臨時會合を持ち本問題に就いての区民の意向を徴した結果は六月廿九日同校区後援会長より委員会の報告文書によると常會臨時會合三九九の由事者九四名併置校希望者二〇五名と成りて存ります。

同報表に於て二月三日教育委員會を召集し本問題を討議
した結果民意は民意の尊重との見地から其の結果を重視する
の意見の一致を見だすでありその問題の慎重を期する上から村議
會の意向も徹し更に文教局の指導援助を得た上で最後の決定
をする方針を確定議にしてあり是を依りて各町會の決議に
基き村議會の諮問に附し親しく御意見を拜聴したと考へて
居り事、且つ御取計の程願ひます。

一九四四年七月一日

大真味五教育委員會
大真味村議會議長 殿

登味中小校の処置についての諮問に対する答申書

九五午七月日の本村第三回定例本會議議に於て諮問のあり別冊プリントに
みる該校処置についての登味区教育委員会、会の諮問に対する記のよう示儀
意見が述べられ併置校を要せり

記

所要意見の要領

- 一 独立校が教育効果に於て可と思はせらるるを認めらる
 - 二 独立校を以て教育予算が本登味校にP. A. 負担の志と解たるるを校長
の負担力とすべしと考へる
 - 三 村行政は学区の構成に於て亦是を、為地帯との細論を尊重すべしである
 - 四 民意尊重の観点から学区の多数意見と従ふのが望まし
 - 五 将来の学校運営の在り方についての見通しも充分考慮を要するである
- 結い「仍て併置校としての処置が望まし」と漏り致し終り申す」

九五午七月日

登味村村長 長 木山 茂

登味教育委員会 長 山崎 金太郎 殿

五十年第... 村臨時教育会校章録

昭和二十年八月二十五日午後(時) 於村役所全校堂

出席者、馬大山茂(3宮城副) 4黒尾亦幸 5宮城萬昌 6平衣伸城

7宮城萬福 8野田耕一 9大橋源一 10船橋幸助 11大野鐵助 12津波新太郎 13前田善房

14余部 15平衣嘉清 16反野隆長

17 久保 18 高

19 村長 20 佐野 21 佐野 22 佐野 23 佐野 24 佐野 25 佐野 26 佐野 27 佐野 28 佐野 29 佐野 30 佐野

31 佐野 32 佐野 33 佐野 34 佐野 35 佐野 36 佐野 37 佐野 38 佐野 39 佐野 40 佐野

41 佐野 42 佐野 43 佐野 44 佐野 45 佐野 46 佐野 47 佐野 48 佐野 49 佐野 50 佐野

議事日程

議案第拾貳號 五十年度食米村々稅賦課方法に

議案第拾參號 五十年度食米村々放養費(寄附)保証に

議案第拾四號 五十年度食米村々稅賦課率決定に

議案第拾伍號 五十年度食米村々稅賦課率決定の結果が經り不^レなるに

ついて(書記 神田政之助 紙決 吉田 朗 読)

議案第拾陸號 五十年度食米村々放養費(寄附)保証に

議案第拾七號 五十年度食米村々放養費(寄附)保証に

議案第拾八號 五十年度食米村々放養費(寄附)保証に

議案第拾九號 五十年度食米村々放養費(寄附)保証に

議案第拾號 五十年度食米村々放養費(寄附)保証に

議案第拾一號 五十年度食米村々放養費(寄附)保証に

議案第拾二號 五十年度食米村々放養費(寄附)保証に

別表(2)

No. 2

香外(宮里金次郎) 〇今の五番城の御意見通り教育行政の進捗上不足は不と思
考をらる事は認められる。殆んど(件書)に充たされつつ短期間で償還せねば
ならぬと御希望に副へ得るかどうか。よろしく御審裁願ひます

校長(五四年度の教育費借入使途)の概況について係の説明を承ります

答(金訂信知念春次郎) 五三年十月九日の村校舎で保証同志を得て十月十
五日(時借入)をした。件書の左の支金は金訂月額之五。内学校舎借入
五。月額六。内幼稚園婦人十八人の月額八。内の外委金手当
及び消耗品等、等々約拾萬を是非必要とする。十月で六。徴収は
困難と思はれる。未徴収期間の最少限度の時借入が済みます様に善
処方お願ひします。大作の月間の借入期間で借入額も金拾萬もが建
前か。不。こ。あり。ます。う。て。申。添。へ。こ。お。ま。い。ます

議長 〇今の説明により借入期間と額が原案が基準の如く外に御意見が異議
がありますか(異議無し賛成等唱へる者多数あり) 〇は御異議無。と
認め確定致し。ら。い。ら。し。ます

議長 議案第拾四號御審裁願ひます。(書記別紙関係諸語)

本議案については五四年十分検討をうれ暫定的に本村の経済力その他の諸公課等の
負担力も及びる角度から検討され殊に教育税と村民税の重複を避け乍ら等十分
勘案され在り期だと認められますので説(金訂信)と原案通り如何がです不

之番原案通り五四年七月五五年六月の款の理期と共に併せて賛成願ひます

議長 〇今之番城の原案賛成意見(動議)如何がです

「異議無。賛成。唱。へ。る。者。多。数。あり。 殆んど全員の御賛成の如くは
原案確定致し。付。し。ら。し。ます

(22行)

№23

裁長 裁筆の程はこれに終えましが外に要望等ありきも
 五春 裁筆十三號村税賦課方法については可決しましが法を創り村する旨の割合
 加減の個々から検討すれば少くとも本日の事のおふるは認めましが集団組合として
 余高取数面から見た場合に負担率が重くおられる故に將來組合育成の
 ために奨励金として勸業その他事業の爲善処方を要望いたしませう

裁長 了年の許す限り巻地いたしませう
 裁筆の程外にありましが本村選挙管理委員会から左記要領の宣言がありますの
 下御取敢願ひます

宣言

本村裁會 裁會 宮城正行

右は五四年三月十四日の立憲院裁會選挙に当選せられたる依り裁會を辭め

本村裁會 裁會 東 武郎

右は五四年二月の改定戸籍整備業務に村長職令の依り裁會を辭め

右改定市町村長裁會選挙法第四十二条の規定により宣言す

五四年三月二十五日

立憲院選挙管理委員長 神川敬之

本立憲院裁會議長 天川 敬

裁長 本日の裁會はこれをもって閉會し候なり 午後七時二十分

右裁筆録相違ありませう

五四年三月二十五日

裁長

之 春

十 春

(22行)

一九五五年度村税及教育税納期表

納期日	税目	期別	税額	摘要
五五年七月				前年度分整理
八月	土地税	全期分	一、七四〇.〇〇	
九月	村民税	一期分	一、四四〇.〇〇	
九月	船舶税	全期分	七六〇.〇〇	
十月	教育税	一期分		
十月	自転車税	全期分	一、二〇〇.〇〇	
十一月	家屋税	全期分	一、九〇〇.〇〇	
十一月	牛馬車税	全期分	一、〇〇〇.〇〇	
十二月	村民税	二期分	一、四四〇.〇〇	
十二月	畜犬税	全期分	五〇〇.〇〇	
一九五五年二月	教育税	二期分		
一月	三・二税	全期分	四八〇.〇〇	
二月	村民税	三期分	一、四四〇.〇〇	
三月	教育税	三期分		
三月	事業税	全期分	一、六〇〇.〇〇	
四月	村民税	四期分	一、四四〇.〇〇	
四月	不動産取得税	全期分	一、六〇〇.〇〇	
五月	教育税	四期分		
六月				年度末整理

宣 言

大宜味村議會議員 宮城正行

右は一九五四年三月十四日執行琉球政府立法院議員總選舉に於て琉球政府立法院議員に當選したるが、大宜味村議會議員を辞めら

大宜味村議會議員 東武郎

右は一九五四年二月一日附電もつて大宜味村長より大宜味村之籍整(職員)として辞令を受けたので、大宜味村議會議員の職を辞めら

右改正市町村議會議員、及び市町村長選舉法第四十二條の規定により宣言する

一九五四年三月五日

大宜味村選舉管理委員長
神山敦三

大宜味村議會議員 殿

一九五四年第四回村定例議会日程録

日時 九月二十日 午前九時 校村校舎会議室

出席議員 全員

参観 (村長宮里金次郎) (助役高衣(雄)) (牧政島依幸吉)

議会書記 神山敦之 (庶務課長)

議案

第五號 総選挙による議会議員の議席決定について

第六號 臨時議長選定について

第七號 正副議長選挙について

第八號 本村議会常任委員会部門別委員選任について

第九號 本村臨時出納検査立会人選挙について

議会書記用会長先立ち議席決定と臨時議長選定は適宜して差支
えなく承認を得て議案第五號については左記の枠内抽籤の結果
を報告し議席の決定をみる

記

- 一番 大城記光
- 二番 皇志望朝
- 三番 坂寄宗一
- 四番 平良作之
- 五番 宮城福市
- 六番 宮城仙松
- 七番 興那城藏吉
- 八番 大城真秀
- 九番 宮城長学
- 十番 津波新助
- 十一番 平良武郎
- 十二番 前田善秀
- 十三番 宮城剛一
- 十四番 宮城文正
- 十五番 大山茂
- 十六番 山城保弘

議案第六號については左記議員の故を以て選定確認を得る

記

九番 宮城長学 明治三十七年七月拾参日生 (臨時議長)
臨時議長法の規定により臨時議長の責を果す旨の挨拶を著席署名人
と如何なる方法で選挙するやも同くは議長指名の事ありて (番十一番 宮城
し 議案第七號 正副議長選挙について) 上程 方法等について語る

十三番 投票選挙水化 (一應休憩して)

臨時議長 投票選挙を休憩行動がかりとなり如何(議成の事多数)

臨時議長 佛登 咸多教と認め勸誠成立休館致しむ (十一時十五分)

再開を宣瓦 (午前十時五分)

臨時議長 十春の勸誠を遂げ投票に致しむ。開票立会人は議長指名す

若支へありとせんか (異議なしと呼ぶ者多教) 正は (巻二番に於て) あり

書記 神山 敦之 投票用紙配布す

投票の頓末を記の通し報告を終へ臨時議長 布高席をの保自席へ

記

議長 大山 茂 (一票) 得票 (五票) 当選

副議長 宮城 文正 (一票) 得票 (五票)

副議長 これに就任挨拶と兼任を授け、拍手に降壇

議長 中昼休館致しむ (十二時五分) 再開 (一時十五分)

再開にむき 議長 榎 八郎 上程しむ (書記 余則朗説)

休館のたに如何かです (審成の事あり) 正は休館 研究致しむ (一時五分)

再開 (二時五分) 議事 部内別希望等左の通し決定して 正は承認致しむ

総務部 宮城 剛 (長) 大城 記光 (副) 宮城 文正、山城 保弘、津波 新助 五人

財務部 前田 善秀 (長) 大城 真秀 (副) 奥之 聖朝 (宮城 福市 平衣 作之 五人

庶務部 宮城 長栄 (長) 坂 昌栄 (副) 宮城 心松、平衣 作之、興 新助 五人

議長 議長十九號 臨時出納検査立会人 (要) 挙ぐして、息が散家として

上程しむ。自治法第七條之五項に於て三人以上とありておりますが

何人が適当か (投票一人宛が良、との事あり) 正は今の希望を見が

りむすか投票 (一人に四名票) 挙ぐしむ、休館しむ (三時四分)

再開しむ (三時五分) 投票 各々権限 致しむ

津波 校区 前田 善秀 塩尻 校区 宮城 長栄

大倉 校区 平衣 作之 北原 校区 大城 記光

日程終了後 (三時十分) 村長 施政方針説明ありて 懇談会を散会

右 記事 録 相違 あり せん

五四年九月二十日 議長 一巻 七巻

議長 裁量式検査報告の採納認定について上程致しませしが裁量式検査
委員 八礼省異同をめぐり、と相関連しますので同特審裁お願ひを

(書記 裁量式検査 朝野)

参考 (金峰 徳心) 町村^{土木}建設工事には町長が執行する場^合の予算額の二割
は地元負担といふ関係で別級の認可採納があった訳であります
次 裁量式検査 ありますか 御手紙に配布した大町村土木費^{補助金}交付
規程の通り町村予算^{土木}工事予算額を計上する関係で両案とも
裁量の裁量式が必要でありますので提出した次第であります

番外 (町長) 次の工事執行について同様ですから執行後承認して
頂し場合があると思はれますので然るべく善処方お取計り下さ
議長 本両案は予算執行の事務^{事務}措置及工事費總が重要で
すから原案通り可決し後回^回工事を促進せしめたと思ひますので
次の工事^{土木}についても場合^{土木}に依りて事後承認の結構位と思はれま
如何がでなか 全合異議なし 務 (成等と年か)

議長 全合 (致し確定致し付しませ)

番外 (町長) 日程外ですが御研究願ひませ

一 公有林型立木松下げについて (財政委員会附託)

二 村漁業協同組合と指導技術員設置について (産業委員会附託)

政府補助の割付四割

議長 以上閉會致しませ 午後 (時三五分)

右裁量式検査相違ありせん

(九五四年十二月三十一日)

議長

二番

四番

行

寄附株納願

金壹萬圓所内也

右金額田嘉和里橋修旧工事費に充当地元
負担金之八分後換算三分寄附致し奉り

一九五四年十月十四日

大箕味村田嘉和里区

代善者区長大嶺 福



大箕味村長富里金次郎 敬

寄附採納願

一 呈參萬心 仰 旨 同也

右呈願 押川 筋梁 復旧 工事 也 元 貞 担 呈

上 丁 夫 役 換 等 并 丁 寄 附 致 之 事

一 九 五 四 年 十 二 月 三 十 四 日

大 宜 味 村 押 川 丁

代 表 者 正 長

照 屋 环 徳



大 宜 味 村 長 官 呈 呈 次 郎 殿